

就学援助制度について

観音寺市教育委員会

観音寺市では、小中学校に通うお子様のいる世帯のうち、下記の要件に該当する世帯の保護者に対して、経済的負担を軽減するために、給食費や学用品費など、学校で必要な費用の一部を援助しています。

【申請要件】

観音寺市に住所を有し、小中学校に在学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する場合

- ① 生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた。
- ② 市民税が世帯全員非課税 または 固定資産税・個人事業税が減免されている。
- ③ 国民年金の掛金について、世帯全員が免除されている。
- ④ 国民健康保険税が減免または徴収猶予されている。
- ⑤ 児童扶養手当を受給している。
- ⑥ 生活福祉資金（世帯更生貸付資金）の貸付を受けている。
- ⑦ 世帯全員の総所得が一定基準※1以下である。※2
※1 「一定基準」は、世帯の人数や構成員の年齢によって異なります。
※2 単身赴任等で離れて暮らしている家族がいる場合も、同一世帯と見なします。
- ⑧ 教育扶助（生活保護）を受給している。（⑧の場合、援助の内容が限定されます。）

【援助の内容】

- ・ 学用品費等（通学用品費含む）
 - ・ 校外活動費（活動実施月までに認定されている人のみ）
 - ・ 新入学児童生徒学用品費（4月までに認定の新1年生のみ）
- ※令和7年度中学校入学予定者で、令和7年1月1日現在認定を受けている児童は、中学校入学前に新入学児童生徒学用品費を支給する予定です。**
- ・ 修学旅行費（活動実施月までに認定されている人のみ）
 - ・ 学校給食費、PTA会費、クラブ活動費（中学生のみ）、生徒会費（中学生のみ）
 - ・ 卒業アルバム代等
 - ・ 通学用ヘルメット購入費（中学生のみ）
 - ・ 医療費（要保護者のみ、学校の健診等で治療の指示があった学校指定病のみ）

【申請方法】

就学援助費の申請書類は、お子様が通学している（入学予定の）小・中学校へご提出ください。

- ・ 就学援助費受給申請書（世帯票）は児童・生徒1人につき1部必要です。
- ・ 年度途中でも申請できます。（申請後、認定された翌月分からの支給になります。）
- ・ 申請要件に応じた添付書類（児童扶養手当証書の写し等）が必要な場合があります。
- ・ 申請要件の①～⑥に該当せず、⑦で申請する場合は、担当区域の民生委員さんの署名又は記名押印が必要です。
- ・ 新小学1年生の保護者で、1月に申請された方は、改めて申請する必要はありません。

観音寺市教育委員会事務局 学校教育課 23-3938

観音寺小	57-5120	高室小	25-2661	常磐小	25-2988	柞田小	25-3621	豊田小	27-6303
粟井小	27-6229	一ノ谷小	25-0204	伊吹小	29-2102	大野原小	54-2029	豊浜小	52-2029
観音寺中	25-2440	中部中	25-3622	伊吹中	29-2102	大野原中	54-3100	豊浜中	52-2152